

議案第24号

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例

磐田市介護保険条例（平成17年磐田市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「30,600円」を「30,576円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「38,250円」を「46,032円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「45,900円」を「46,368円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「55,080円」を「60,480円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「61,200円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「73,440円」を「80,640円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第7号中「79,560円」を「87,360円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第8号中「94,860円」を「100,800円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第9号中「107,100円」を「114,240円」に改め、同号ア中「300万円以上390万円」を「320万円以上420万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第10号中「110,160円」を「127,680円」に改め、同号ア中「390万円以上500万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「次号イ」の次に「若しくは第12号イ」を加え、同項第11号中「116,280円」を「141,

120円」に改め、同号ア中「500万円以上750万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「122, 400円」を「161, 280円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 154, 560円

ア 合計所得金額が、620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第38条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「18, 360円」を「19, 152円」に改め、同条第3項中「18, 360円」を「19, 152円」に、「30, 600円」を「32, 592円」に改め、同条第4項中「18, 360円」を「19, 152円」に、「42, 840円」を「46, 032円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

第8条第2項中「閏年」を「^{じゅん}閏年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

磐田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 30,600円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 38,250円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 45,900円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 55,080円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 61,200円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,440円</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 79,560円</p> <p>ア 合計所得金額が、120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 94,860円</p> <p>ア 合計所得金額が、200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 30,576円</p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 46,032円</p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 46,368円</p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 60,480円</p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 67,200円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,640円</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,360円</p> <p>ア 合計所得金額が、120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p>ア 合計所得金額が、210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>

現行	改正案
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第39条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>107,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>300万円以上390万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第39条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは<u>第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>110,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>390万円以上500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第39条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ<u>_____</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116,280円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>500万円以上750万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第39条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）<u>_____</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(追加)</p>	<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第38条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>320万円以上420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第38条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>127,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第38条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（<u>令第38条第1項第1号イ</u>（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>154,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

現行	改正案
<p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>122,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,360円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,360円</u>」とあるのは、「<u>30,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,360円</u>」とあるのは、「<u>42,840円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第39条第1項第1号</u>から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,280円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,152円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,152円</u>」とあるのは、「<u>32,592円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,152円</u>」とあるのは、「<u>46,032円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第38条第1項第1号</u>から<u>第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条 略</p>

現行	改正案
2 前項に規定する年当たりの割合は、 <u>閏年</u> の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	2 前項に規定する年当たりの割合は、 ^{じゆん} <u>閏年</u> の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9期介護保険料（所得段階別保険料比較表）

第8期保険料（改正前）				第9期保険料（改正案）			
所得段階	料率	保険料(円) 年額 (月額)	対象者(所得要件)	所得段階	料率	保険料(円) 年額 (月額)	対象者(所得要件)
第1段階	0.5	30,600 (2,550)	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ・世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が80万円以下	第1段階	0.455	30,576 (2,548)	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ・世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が80万円以下
(減額賦課)	0.3	18,360 (1,530)		(減額賦課)	0.285	19,152 (1,596)	
第2段階	0.625	38,250 (3,188)	世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が80万円～120万円 以下	第2段階	0.685	46,032 (3,836)	世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が80万円～120万円 以下
(減額賦課)	0.5	30,600 (2,550)		(減額賦課)	0.485	32,592 (2,716)	
第3段階	0.75	45,900 (3,825)	世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が120万円超	第3段階	0.69	46,368 (3,864)	世帯全員市民税非課税で公的年金収入 とその他所得の合計が120万円超
(減額賦課)	0.7	42,840 (3,570)		(減額賦課)	0.685	46,032 (3,836)	
第4段階	0.9	55,080 (4,590)	市民税が本人非課税・世帯課税で公的年金 収入とその他所得の合計が80万円以下	第4段階	0.9	60,480 (5,040)	市民税が本人非課税・世帯課税で公的年金 収入とその他所得の合計が80万円以下
第5段階	1.0	61,200 (5,100)	市民税が本人非課税・世帯課税で公的年金 収入とその他所得の合計が80万円超	第5段階	1.0	67,200 (5,600)	市民税が本人非課税・世帯課税で公的年金 収入とその他所得の合計が80万円超
第6段階	1.2	73,440 (6,120)	合計所得120万円未満	第6段階	1.2	80,640 (6,720)	合計所得120万円未満
第7段階	1.3	79,560 (6,630)	合計所得120万円以上200万円未満	第7段階	1.3	87,360 (7,280)	合計所得120万円以上210万円未満
第8段階	1.55	94,860 (7,905)	合計所得200万円以上300万円未満	第8段階	1.5	100,800 (8,400)	合計所得210万円以上320万円未満
第9段階	1.75	107,100 (8,925)	合計所得300万円以上390万円未満	第9段階	1.7	114,240 (9,520)	合計所得320万円以上420万円未満
第10段階	1.8	110,160 (9,180)	合計所得390万円以上500万円未満	第10段階	1.9	127,680 (10,640)	合計所得420万円以上520万円未満
第11段階	1.9	116,280 (9,690)	合計所得500万円以上750万円未満	第11段階	2.1	141,120 (11,760)	合計所得520万円以上620万円未満
				第12段階	2.3	154,560 (12,880)	合計所得620万円以上720万円未満
第12段階	2.0	122,400 (10,200)	合計所得750万円以上	第13段階	2.4	161,280 (13,440)	合計所得720万円以上